

2026 年 10 月 23 日
株式会社ゆうちょ銀行

「ゆうちょで NISA&こども NISA キャンペーン」の実施について

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「ゆうちょ銀行」）は、2027 年 1 月からこども NISA の取扱いを開始します。これに先立ち、2026 年 12 月 1 日（火）から、対象となる商品・サービスをお申込みいただいたお客さまに特典を進呈する「ゆうちょで NISA & こども NISA キャンペーン」を実施しますので、お知らせいたします。

将来に向けた資産形成をご検討中のお客さまはもちろん、お子さまの将来に向けた資産づくりをお考えのお客さまにもご活用いただける内容となっています。ぜひこの機会に、ご自身やご家族の資産形成をご検討ください。

【キャンペーン概要】

名称	ゆうちょで NISA&こども NISA キャンペーン	
受付場所	郵便局 ^{※1} の貯金窓口・ゆうちょ銀行窓口	
実施期間	2026 年 12 月 1 日（火） ～2027 年 6 月 30 日（水）	2027 年 1 月 4 日（月） ～2027 年 6 月 30 日（水）
対象となる 商品・ サービス	① NISA 口座開設 ^{※2}	① こども NISA 口座開設
	② 3 か月定期貯金 ^{※3} に 1,000 円以上、 1,000 円単位お預け入れ	② 3 か月定期貯金 ^{※3} に 1,000 円以上、 1,000 円単位お預け入れ
特典	①・②のお手続きを同時にお申し込み で以下の特典を進呈します。 3 か月定期貯金の金利優遇 ^{※4} ＜適用金利＞ 預入日時点の店頭表示金利 + 年 2.5% (税引後 年 1.992%) ^{※5}	①のお手続きをお申し込みで以下の特典 を進呈します。 大谷翔平選手デザイングッズ (1) オリジナルバースデーカード (全員に発送) (2) オリジナル貯金箱 (抽せんで 17,000 名様に発送)
		①・②のお手続きを同時にお申し込みで 以下の特典を進呈します。 3 か月定期貯金の金利優遇 ^{※4} ＜適用金利＞ 預入日時点の店頭表示金利 + 年 2.5% (税引後 年 1.992%) ^{※5}

- ※1 簡易郵便局は除きます。
- ※2 既に NISA 口座を開設済のお客さまが ゆうちょ銀行へ金融機関変更する場合も対象です。
- ※3 自動継続扱いです。また、担保定期貯金も対象です。
- ※4 特別金利は当初 3 か月間のみ適用され、以降は店頭表示金利を適用します。
- ※5 税引後の利率は目安であり、小数点第 4 位以下を切り捨てて表示しています。

「ゆうちょで NISA&こども NISA キャンペーン」の詳細については、2026 年 11 月下旬に当行 Web サイトに掲載予定のキャンペーンページをご確認ください。

ゆうちょ銀行は今後も、お客さまの資産形成を応援するとともに、サービスの向上に努めてまいります。

投資信託に関するリスク

・投資信託は、預金・貯金ではありません。また、投資信託は、元本および利回りの保証がない商品です。・投資信託は、国内外の株式や債券等を投資対象にしますので、組み入れた株式・債券等の価格変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等により、損失が生じるおそれがあります。

投資信託に関する手数料等

・投資信託の購入、保有、解約等にあたっては各種手数料等（購入時手数料、運用管理費用（信託報酬）、信託財産留保額等）がかかります。また、その他費用として、監査報酬、有価証券売買手数料、組入資産の保管費用等がかかります。これらの手数料等の合計額は、各投資信託およびその購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を表示することはできません。

その他の注意事項

・当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。・投資信託の申し込みにあたっては、リスクや手数料等を含む商品内容が記載された重要情報シートならびに投資信託説明書（交付目論見書）および一体となっている目論見書補完書面の内容を必ずご確認ください。・ゆうちょ銀行各店または投資信託取扱局の窓口での申し込みに際しては、重要情報シートならびに投資信託説明書（交付目論見書）および一体となっている目論見書補完書面を、書面交付または電子交付しております。インターネットでの申し込みに際しては、投資信託説明書（交付目論見書）および一体となっている目論見書補完書面を電子交付しております。・日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申し込みの媒介（金融商品仲介行為）を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。

NISA 制度に関する注意事項

・NISA 口座は、同一年において一人 1 口座（1 金融機関等）に限られます。また、NISA 口座で保有する投資信託を、異なる金融機関等に移管することはできません。※こども NISA 口座は、すべての金融機関を通じて 1 人 1 口座です。また、金融機関変更を行うことはできません。・ゆうちょ銀行での NISA 口座の開設には、お申し込み受付後、所轄税務署の確認手続きを含め、1 か月程度かかります。開設までの間にご購入いただいた投資信託は、課税扱いとなります。※こども NISA 口座では、開設までの間に課税扱いでご購入いただくことはできません。・ゆうちょ銀行では公募株式投資信託のみを取り扱っています。・NISA 制度には年間投資枠と非課税保有限度額が設定されており、この範囲内で NISA 口座において購入した投資信託から生じる利益（普通分配金および売却益）が非課税となります。・短期間の売買や、高い頻度で支払われる分配金を再投資する等の投資手法は、年間投資枠と非課税保有限度額をその都度費消することになるため、NISA 制度に適用していません。・NISA 口座における損失は税務上ないものとされ、ほかの口座との損益通算はできません。・投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できません。・NISA 口座では、投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年 1 回通知します。また、前年末時点での成長投資枠およびつみたて投資枠の使用額を、原則として年 1 回通知いたします。※こども NISA 口座では、前年末時点での成長投資枠およびつみたて投資枠の使用額の通知はいたしません。・基準経過日（NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日）における NISA 口座名義人の氏名および住所について確認を求めた際に、確認期間（基準経過日から 1 年を経過する日までの間）内に当該確認ができない場合は、新たに NISA 口座への投資信託の受け入れができなくなります。※こども NISA 口座では開設してから 5 年ごとにお客さまの氏名・住所の確認を行います。

【こども NISA に関する注意事項】

・こども NISA のご利用にあたっては、口座名義人の親権者等法定代理人全員による同意が必要です。また、口座名義人に代わってこども NISA の運用管理を行う運用管理者 1 名を法定代理人から指定してください。・こども NISA 口座は「つみたて投資枠」のみ設けられています。また、こども NISA 口座と同時に開設される投資信託口座（特定口座・一般口座）では課税扱いで買付できません。非課税投資枠を超過する自動積立を行った場合、当該超過分の積立金額全額が取引不成立となります。・その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは、原則としてこども NISA 口座および特定課税未成年者口座（払出制限のある通常貯金）からの払い出しはできません。払出制限期間中に払い出しがあった場合は、こども NISA 口座および特定課税未成年者口座を廃止し、全額を払い出す必要があります（下記④の場合を除く）。また、過去に非課税とされた配当等や譲渡益については非課税の適用がなかったものとされて、払い出し時に課税されます。なお、⑦災害等の止むを得ない事由による払い出し、または⑧その年の 3 月 31 日において 12 歳である年以降の口座名義人本人の教育費や生活費に充てることを目的とした払い出し（口座を廃止した場合を除く）については、非課税での払い出しが可能です。・こども NISA 口座で運用される資金ならびに、こども NISA 口座および特定課税未成年者口座（払出制限のある通常貯金）から払い出された資金は、口座名義人本人に帰属する資金に限定されます。口座名義人本人に帰属する資金以外の資金により運用が行われた場合や、払い出された資金を口座名義人本人以外の方が費消等した場合、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。・口座名義人がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年を迎えると、こども NISA 口座は成人後の NISA 口座に自動的に移行します。こども NISA 口座で保有していた投資信託は、成人後の NISA 口座（つみたて投資枠）の非課税保有限度額に算入されます。

【つみたて投資枠に関する注意事項】

・つみたて投資枠では、積立契約に基づき、定期的かつ継続的な方法により投資信託の購入が行われます。・つみたて投資枠で購入可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

【成長投資枠に関する注意事項】

・成長投資枠で購入可能な商品は、NISA 制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られるため、信託期間 20 年未満の投資信託等またはデリバティブ取引を用いた投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等は対象外です。

商号等 株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 611 号 加入協会 日本証券業協会
日本郵便株式会社 金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第 325 号

【お客さまのお問い合わせ先】

（投資信託に関するお問い合わせ）
投資信託コールセンター
0800-800-4104

（貯金に関するお問い合わせ）
ゆうちょコールセンター
0120-108-420

＜受付時間＞ [お問い合わせ](#) ページでご確認ください

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※ご利用の際は、発信者番号を通知してください。

（電話機が非通知設定の方は、上記の電話番号の最初に 186 を付けてお掛けください）